

平成30年11月12日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 窪田(内2136) 二越(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746) 直通Tel073-441-3640 学校人事課 堀本(内3668)

不正行為等通報の受理・処理状況について

平成30年10月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	6
職員等	2
計	9

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	5
面談	
電話	
計	9

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)・・・監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容		処理状況
①	県職員が、ある団体から水産物を贈られていたようである。	調査の結果、一部職員に対し水産物が贈られていた事実が確認できた。水産物は商品価値が低いものであったが、今後はこのようなことがないよう、当該職員等に対し厳重な注意の処分等を行った。
②	ある地方機関の管理職は、勤務時間中にたびたび離席するなど勤務態度等が悪い。	調査中
③	ある課の上司から、無視されるなどのパワーハラを受けている。	調査の結果、直ちにパワーハラメントとは判断できなかったが、所属長に対し、当事者間で積極的にコミュニケーションが取れるような職場環境づくりに取り組むよう指示した。
④	ある施設の増改築工事において、ある所属の職員は、当該団体からの質疑に対して、誤った回答をし、結果的に団体に不利益を被らせた。その後、不適切な対応によりこれを処理しようとした。	通報の事実が一部確認されたため、謝罪が行われた。また、所属長に対して、再発防止の徹底を指示した。
⑤	ある県立学校に、来訪者への対応が悪い職員がいる。	所管外であるため不受理とし、教育委員会に回付した。(処理状況については、教育委員会①を参照のこと。)
⑥	ある市による建設工事の業者選定において、不正が行われたと思われる。	所管外であるため不受理とした。
⑦	以前に不正行為通報された件が、法令に抵触しているにもかかわらず、所属長からの指導だけで済まされており、処理状況に警察への通報の有無等の掲載がないのはなぜか。	所管外であるため不受理とし、教育委員会に回付した。(処理状況については、教育委員会②を参照のこと。)

⑧	ある振興局の駐車場で、職員と思われる者が、休日に水やトイレ、ガス等を使用しバーベキューを行っていた。	調査の結果、バーベキューは、マイカー通勤の職員自ら借り上げている駐車スペース(民有地)で行っていた。しかしながら、水及びトイレは庁舎を使用した事実が確認されたため、職員の親睦のためとはいえ、職務外で庁舎施設等を使用しないよう、所属長に対し、厳重に注意した。
⑨	ある団体の職員は、担当事務の制度内容について事前説明がなく、対応が不適切である。	所管外であるため、不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 5 ①②③④⑧

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの 4 ⑤⑥⑦⑨

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	1
（うち通報内容が事実とは認められないもの）	1 ③
（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）	
（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）	
（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	3 ①④⑧
(3) 調査を継続中としたもの	1 ②
(4) 不受理としたもの	4 ⑤⑥⑦⑨

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(9月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、今回発表できるものではありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	3
職員等	
計	3

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	3

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立高校に、来校者への対応が悪い職員がいる。	当該校に調査をした結果、来校者への対応が悪い職員を特定することができなかったが、全ての職員に対し、来校者への対応を丁寧に行うよう校長から指導した。
② 以前に不正行為通報された件が、法令に抵触しているにもかかわらず、所属長からの指導だけで済まされており、処理状況に警察への通報の有無等の掲載がないのはなぜか。	調査中
③ ある病院の医師の対応が悪い。	所管外であるため不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1	①
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	2	②③

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの		
(うち通報内容が事実とは認められないもの)		
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)		
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)		
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)		
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1	①
(3) 調査を継続中としたもの	1	②
(4) 不受理としたもの	1	③

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(9月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。